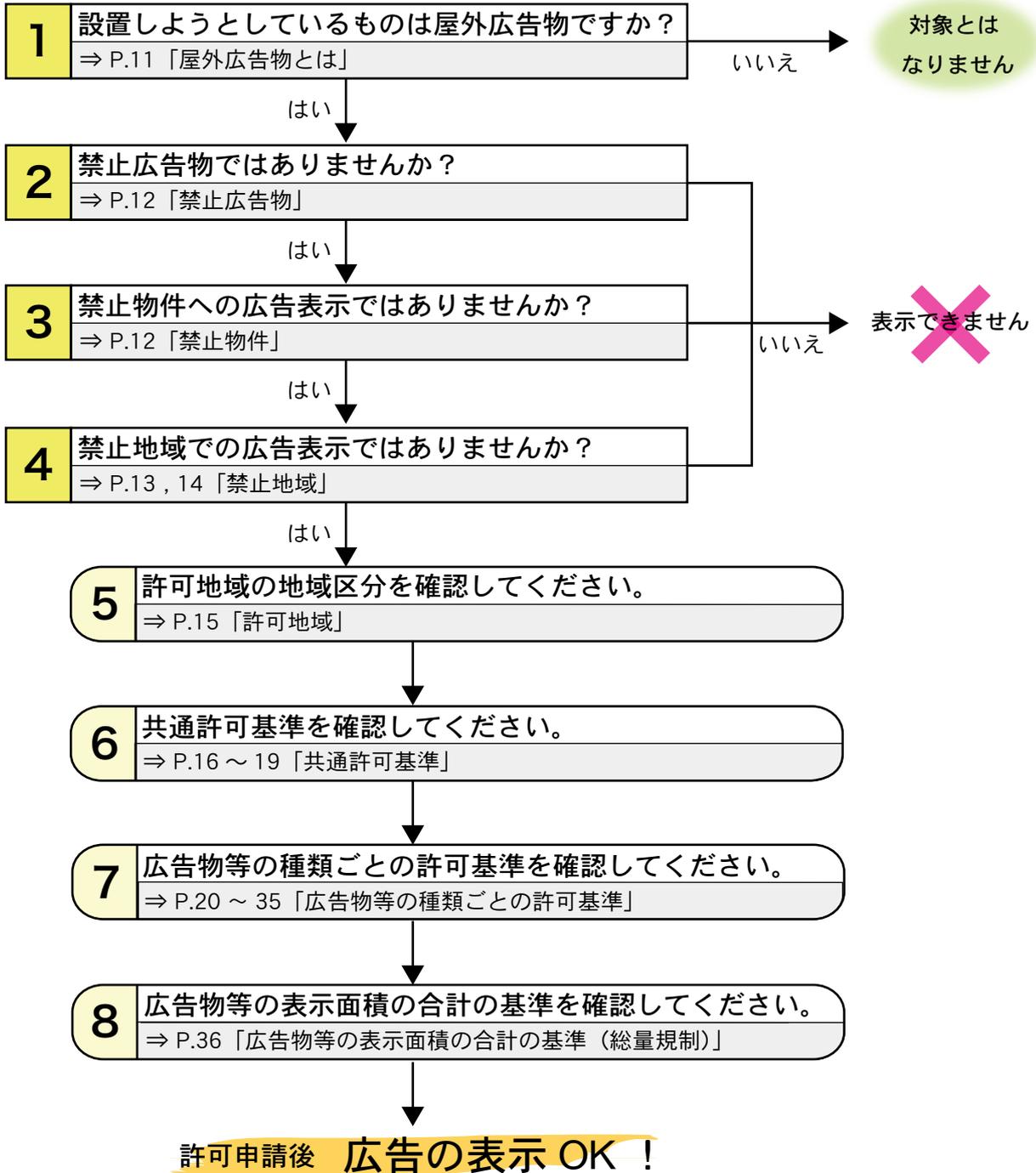


# 基準編

# 屋外広告物の基準について

## 屋外広告物の設置フロー図

屋外広告物を設置する前に、フロー図に沿って屋外広告物設置の手順を確認してください。フロー図内の数字は、次頁以降の項目の数字と対応しています。



9 なお、上記3「禁止物件」、4「禁止地域」、5～8「許可」については、適用除外の対象となるものがございます。適用除外の対象、基準、届出の有無等については、P.38～49をご確認ください。

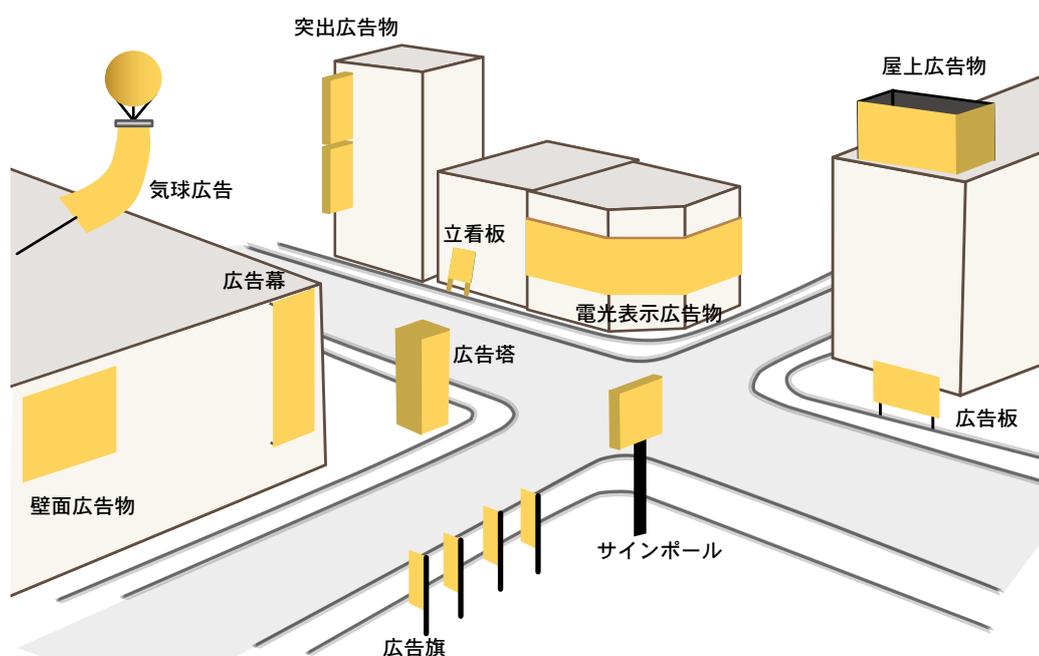
# 1. 屋外広告物とは【屋外広告物法第2条】

## 屋外広告物の定義

- 1 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること
- 2 屋外で表示されるものであること
- 3 公衆に表示されるものであること

この3つの条件を満たすもので、具体的には、看板や広告塔、ポスターなどだけではなく、建築物の壁面等に直接表示するものも含まれます。また、表示内容については文字だけではなく、商標、シンボルマーク、写真など一定のイメージをあたえるものや商業広告以外の営利を目的としないものも含まれます。

## 主な広告の種類



### 屋外広告物に該当するものの例

- ・ 電柱や塀に貼付けされたビラやチラシ
- ・ 自動車の車体広告
- ・ ビルの壁面に表示された絵画や写真
- ・ 電光掲示板
- ・ 自動販売機 など

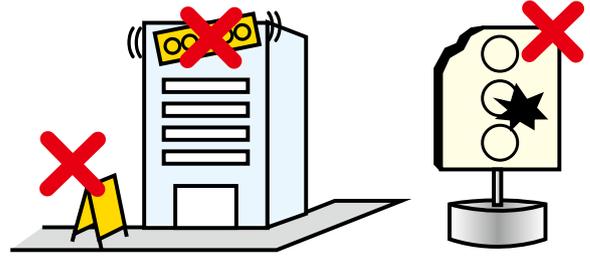
### 屋外広告物に該当しないものの例

- ・ 街頭で配布されるビラやチラシ
- ・ 自動車やビルの窓ガラスの内側から外側に向けて表示された広告
- ・ 駅等の改札口の内側の人に対して表示された改札口内側にある広告物
- ・ 音響による広告 など

## 2. 禁止広告物【条例第16条】

次のような屋外広告物は表示等ができません。

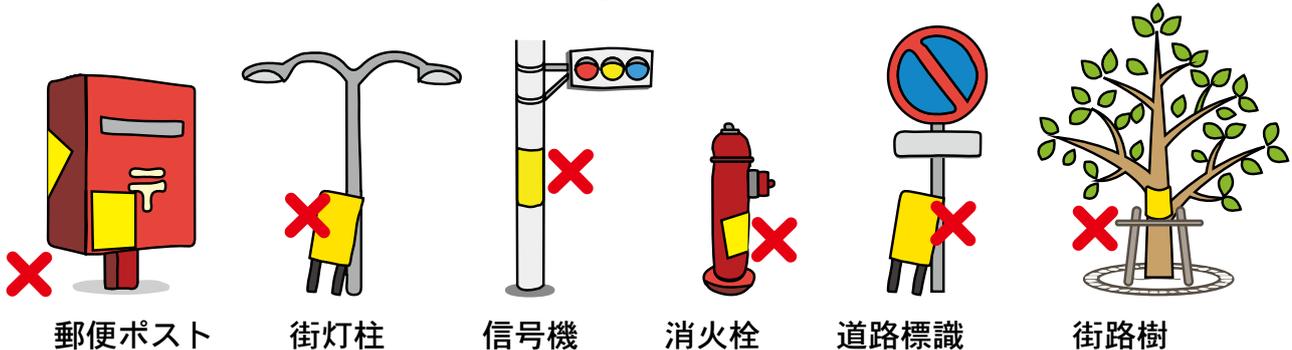
- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等の剥離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの
- (6) 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用するもの



## 3. 禁止物件【条例第10条】

次のような物件には、屋外広告物の表示等が原則として禁止されております。ただし、国又は地方公共団体が公共目的をもって表示等を行う屋外広告物等については、適用の除外を受けることができます。

- (1) 橋りょう、歩道橋、トンネル、高架構造及び分離帯
- (2) 石垣及び擁壁の類
- (3) 街路樹及び路傍樹
- (4) 信号機、道路標識及び歩道さく、こま止めの類並びに里程標の類
- (5) 電柱、街灯柱その他電柱の類で市長が指定するもの  
(交通信号機及び道路標識を添加してある電柱、電話柱及び街灯柱)
- (6) 消火栓及び火災報知機
- (7) 郵便ポスト、電話ボックス及び公衆便所
- (8) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- (9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類
- (10) 銅像、神仏像及び記念碑の類
- (11) 景観重要建造物及び景観重要樹木
- (12) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認めて指定する物件



郵便ポスト

街灯柱

信号機

消火栓

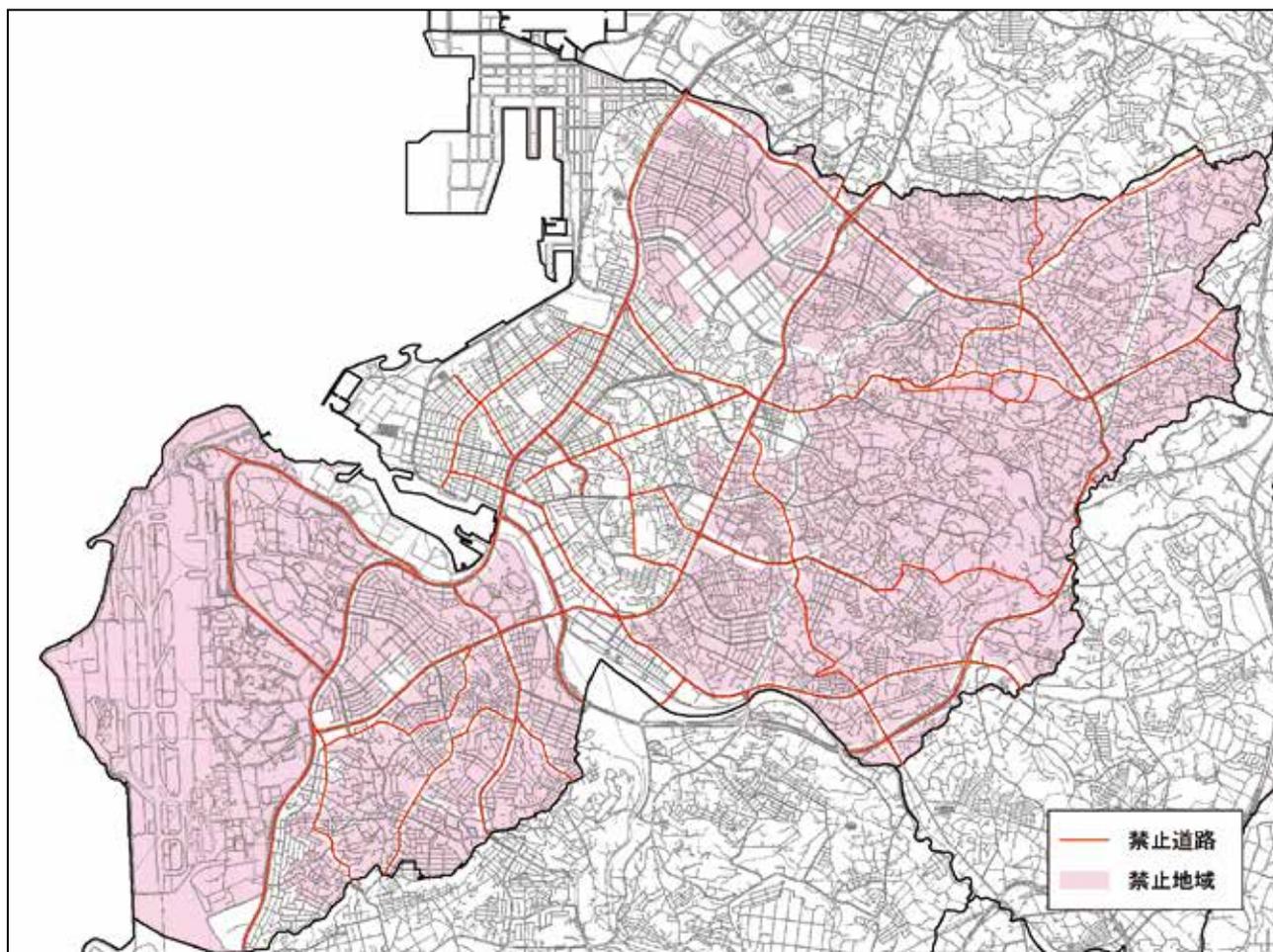
道路標識

街路樹

## 4. 禁止地域【条例第9条】

### 主な禁止地域等

良好な景観の形成、風致の維持の観点から、屋外広告物の表示等を原則として禁止する地域です。ただし、社会生活を営む上で最小限必要な一定の屋外広告物については、適用の除外を受けることができます。



■ ここでは、次頁に示す禁止地域の一部を図面上で示しています。

(表の中でピンクに塗りつぶしている部分)

その他市長が指定する禁止地域については、67ページの「市長が指定する禁止地域」を参照してください。

## 禁止地域等の一覧

項目		禁止地域
都市計画法関連		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第一種低層住居専用地域</li> <li>● 第二種低層住居専用地域</li> <li>● 第一種中高層住居専用地域</li> <li>● 第二種中高層住居専用地域</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市街化調整区域</li> <li>● 景観地区</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 風致地区</li> </ul>
文化財保護法関連	国指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 重要文化財(建造物に限る。)の敷地及びその周囲で市長が指定する範囲内にある地域</li> <li>● 史跡、名勝又は天然記念物の地域</li> </ul>
	県指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 沖縄県文化財保護条例により指定された有形文化財(建造物に限る。)又は民俗資料(建造物に限る。)の敷地及びその周囲で市長が指定する範囲内にある地域</li> <li>● 史跡、名勝又は天然記念物の地域</li> </ul>
	市指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 那覇市文化財保護条例により指定された建造物及びその周囲で市長が指定する範囲内にある地域</li> <li>● 史跡、名勝又は天然記念物の地域</li> </ul>
道路、軌道関連		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路又は軌道で、市長が指定する区間 ⇒ 沖縄高速自動車道、一般国道、主要地方道、一般県道</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路又は軌道に接続する地域で、市長が指定する区域 ⇒ 市長が指定する道路区間の路端から両側 300m</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都市公園の区域</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 河川、海浜、山岳及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び病院の敷地</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 古墳、墓地及びこれらの周囲の地域で、市長が指定する区域</li> </ul>

●：那覇市HPの「なはMAP（都市計画）」にて確認することができる項目  
<http://www.city.naha.okinawa.jp/online/tpmap.html>

P.13の図面では、詳細まで確認できないため「なはMAP（都市計画）」で確認してください。

：前頁の図面に示している項目

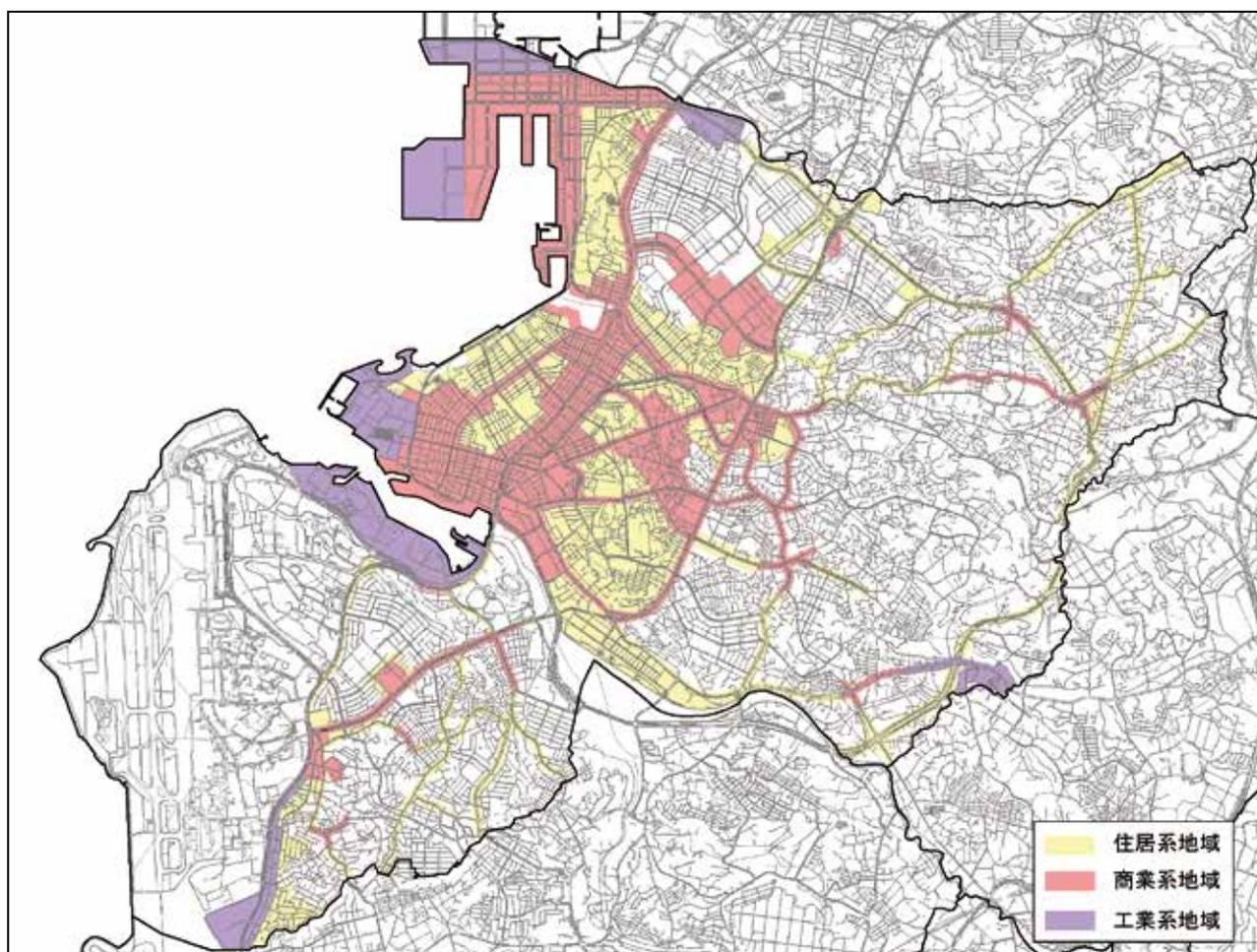
## 5. 許可地域【条例第11条、第17条】

### 許可地域の地域区分

禁止地域以外の地域は、屋外広告物を設置する際に市長の許可を受けなければなりません。本市では、許可を受けなければならない地域として、住居系地域、商業系地域、工業系地域の3地域に区分しております。

許可を受けるためには、その屋外広告物の大きさ・高さ等が表示等を行う地域の許可基準に適合していなければなりません。

地域	用途地域	地域の説明
住居系地域	・ 第1種住居地域 ・ 第2種住居地域 ・ 準住居地域	主に住宅を中心とした住宅と商業施設が混在する地域
商業系地域	・ 近隣商業地域 ・ 商業地域	主に商業施設を中心とした商業施設と住宅が混在する地域
工業系地域	・ 準工業地域 ・ 工業地域	工場や商業施設などを建てることのできる地域

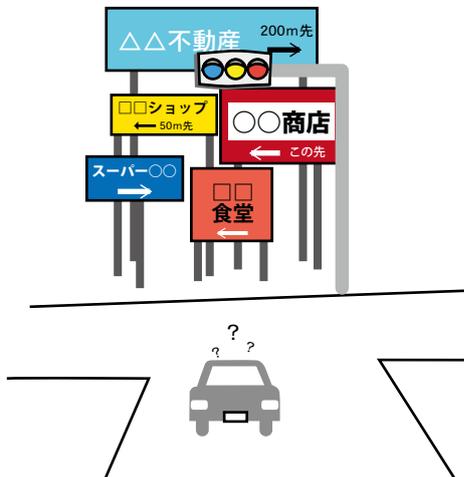


## 6. 共通許可基準【条例第11条、第17条関係】

共通基準では、一般基準と色彩に係る基準の2つの基準を定めています。

### (1) 一般基準

1	建物やその周囲の景観、環境と調和するものであること。	理念編	P.4~5参照
2	公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。	基準編	P.12参照
3	道路交通に影響を与えないものであること。	下図参照	
4	電照を伴うもの、イルミネーション、ネオンサイン等は、周囲の景観、環境と調和するものであること。		
5	広告物の数量及び表示の大きさは、効果の限度において最小限にとどめること。	基準編	P.20~35参照
6	一定の区域に過度に集中していないものであること。		P.36参照
7	道路法、建築基準法その他の法令に適合するものであること。	手続き編	P.54参照



複数の広告等が信号と重なると、まぎらわしくなり、運転車を混乱させてしまいます。

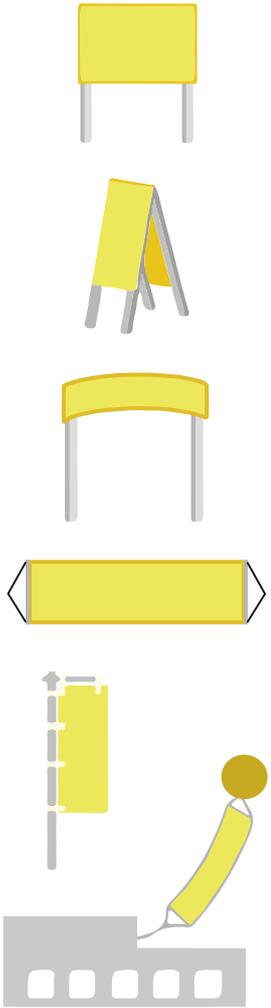


周囲の景観、環境と調和するイルミネーションとなるよう配慮しましょう。



## (2) 色彩に係る基準

色彩に係る基準では、建物を利用する広告物と独立している広告物の2つの基準を定めています。

	広告物の種類	掲出の形態	色彩に係る基準
建物を利用する広告物	(1) 屋上広告	建物を利用する広告物 	⇒P.18 の表確認
	(2) 壁面広告		
	(3) 突出広告		
独立している広告物	(4) 地上広告	独立している広告物 	①原則として中間色を中心に色調を整える。  ②地色においては、けばけばしい色を使用していないものであること。 ただし、緊急の必要性があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので、公衆の安全を図る必要と認められるものを除く。 ⇒P.19 参照
	(5) 電柱		
	(6) 街灯柱		
	(7) はり紙、はり札		
	(8) 立看板		
	(9) アーチ広告		
	(10) 広告幕		
	(11) 広告旗		
	(12) 塀または垣広告		
	(13) 気球広告		

## ■ 建物を利用する広告物の色彩基準

地域区分		基準	
(1)	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	建築物の各壁面のそれぞれにおいて、壁面及び広告物等における彩度 10 以上の色（マンセル値）によって表示される面積の割合	立面積に対し 5%以下
	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 風致地区、市街化調整区域		
(2)	第一種住居地域、第二種住居地域 準住居地域、近隣商業地域	建築物の各壁面のそれぞれにおいて、壁面及び広告物等における彩度 10 以上の色（マンセル値）によって表示される面積の割合	立面積に対し 10%以下
	商業地域、準工業地域 工業地域、工業専用地域		
(3)	首里金城重点地区 壺屋重点地区 龍潭通り重点地区	彩度 8 以上の色（マンセル値）	原則使用できない
		ただし、市長が必要と認めるときは、建築物の各壁面のそれぞれにおいて、壁面及び広告物等における彩度 8 以上の色（マンセル値）によって表示される面積の割合	立面積に対し 5%以下

<色彩基準イメージ図>



彩度 10 以上の色によって表示される面積

$$= \frac{a + b + c + d}{S}$$

屋外広告物の彩度 10 以上の  
色彩の面積

建築物の彩度 10 以上の  
色彩の面積

$$\frac{a + b + c + d}{S} \leq 5\% \text{以下または } 10\% \text{以下}$$



『マンセル値』とは、産業標準化法に基づく日本産業規格 Z8721 に定める色相、明度及び彩度の三属性の値をいいます。



5 R 4 / 1 2  
色相 明度 彩度

色相が 5R、明度が 4、彩度が 12 の色は  
このように表します。

※『マンセル値』については、P.69 の用語解説において詳細に説明しています。

## 独立している広告物の色彩基準

共通許可基準の色彩に係る基準においては、建物と一体的でない屋外広告物について「原則として、地色においては、けばけばしい色を使用していないものであること」とありますが、ここでは“けばけばしい色”と“地色”の定義について解説します。

### (1) けばけばしい色の定義について

マンセル表色系において、色の鮮やかさをあらわす彩度の数値が10以上の色をけばけばしい色と定義します。



マンセル値の彩度が10以上の代表的な事例

### (2) 地色の定義について

一般的な広告のデザインでは、見える図形を図といい、背景を地といいます。

ここで、図と地について下記のとおり分類します。

- ・図として認識されるもの：イラスト、写真、文字等
- ・地として認識されるもの：上記以外の背景

このように、地色とは、文字、絵、マークその他の広告を目的とする表示部分の背景（広告以外の部分）となる部分の色とします。

ただし、図と地で使用しているけばけばしい色の面積の合計が過度なものとなっていない場合は、次のとおりとする。

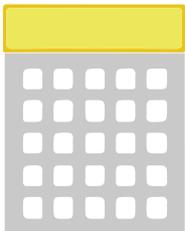
地域区分	基準
禁止地域	けばけばしい色の面積の合計が表示面積に対し半分以下 または1面0.75㎡以下かつ合計1.5㎡以下
住居系・工業系地域	けばけばしい色の面積の合計が表示面積に対し半分以下 または1面1.5㎡以下かつ合計3㎡以下
商業系地域	けばけばしい色の面積の合計が表示面積に対し半分以下 または合計3㎡以下

※緊急の必要性があるもの又は警告、交通規制等の用に供するもので公衆の安全を図るために必要と認められるものについては、上記基準を適用しない。

## 7. 広告物等の種類ごとの許可基準 【条例第 11 条、第 17 条関係】

### (1) 屋上広告

#### ①定義



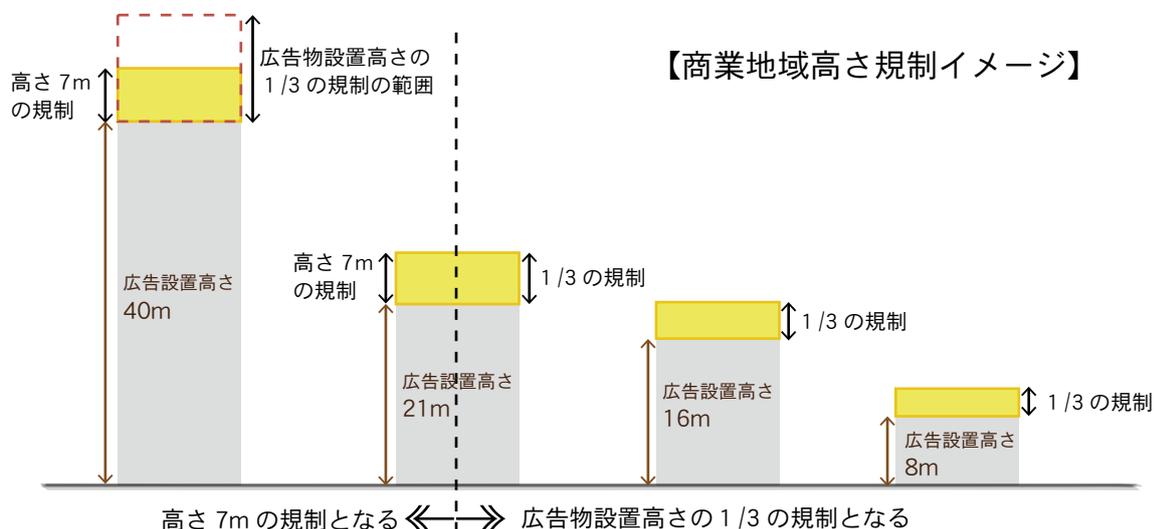
建築物の屋上部分となる階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類するもの（塔屋等）の壁面、建築物の屋上、建築物の最上階のひさしの上又は建築物の屋上の工作物に表示し、又は設置する屋外広告物等

#### ②条例上のルール

項目	住居系地域	商業系地域	工業系地域
面積	1 面 30 m <sup>2</sup> 以下	1 面 50 m <sup>2</sup> 以下	1 面 30 m <sup>2</sup> 以下
高さ	3.5m(建物一層分程度)以下かつ地上から広告物を設置する箇所までの高さ 1/4 以下	7.0m(建物二層分程度)以下かつ地上から広告物を設置する箇所までの高さ 1/3 以下	3.5m(建物一層分程度)以下かつ地上から広告物を設置する箇所までの高さ 1/4 以下
個数	建物毎に 1 個		
構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主要構造部が耐火及び耐震等の構造である建築物その他の工作物に設置されるものであること。</li> <li>・ 建築物の壁面の垂直面を超えて、外側に突き出していないこと。</li> </ul>		

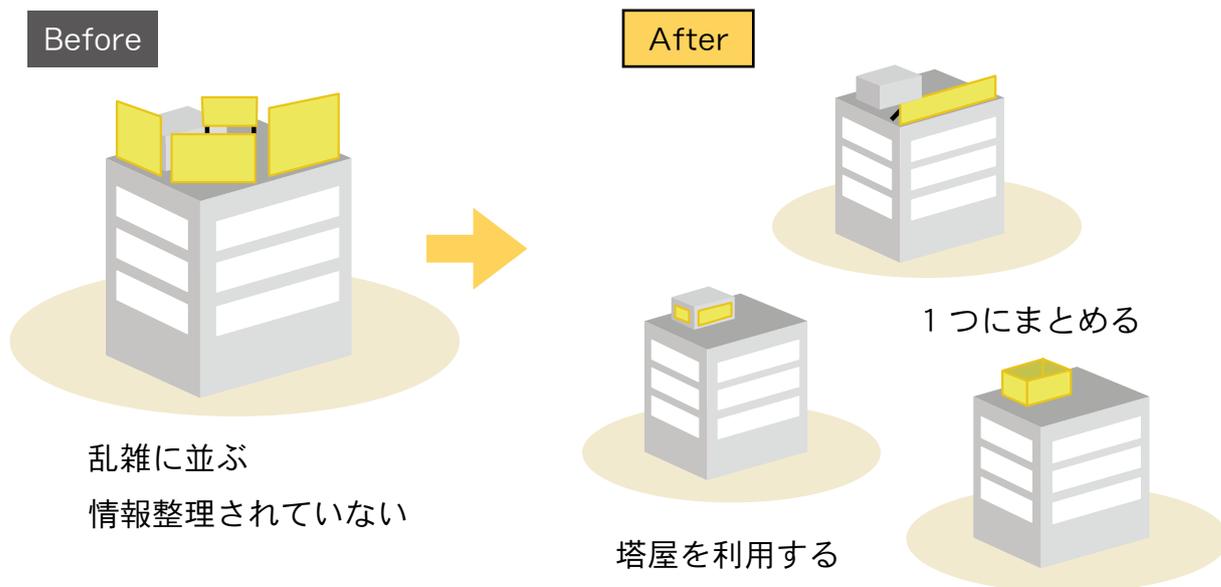
#### 高さ

●商業地域の高さの基準は、7.0m以下かつ地上から広告物を設置する箇所までの高さ 1/3 以下です。



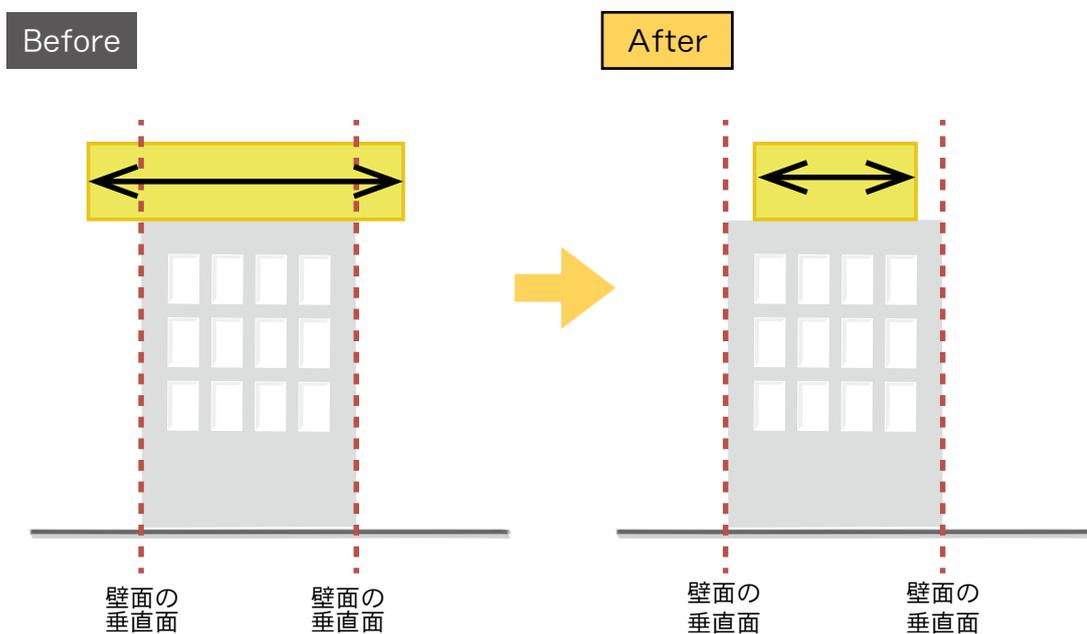
個数

●建物1棟につき、広告物は1つとします。

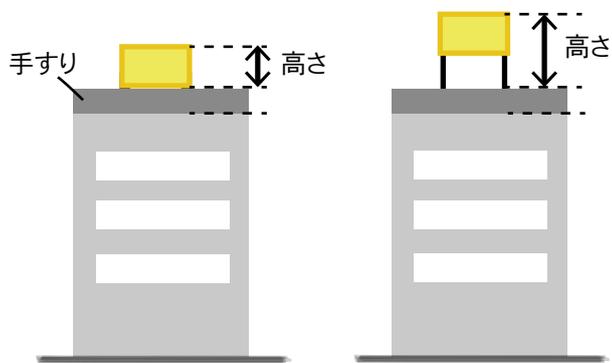


構造

●建築物の壁面の垂直面を超えて、外側に突き出ないようにします。



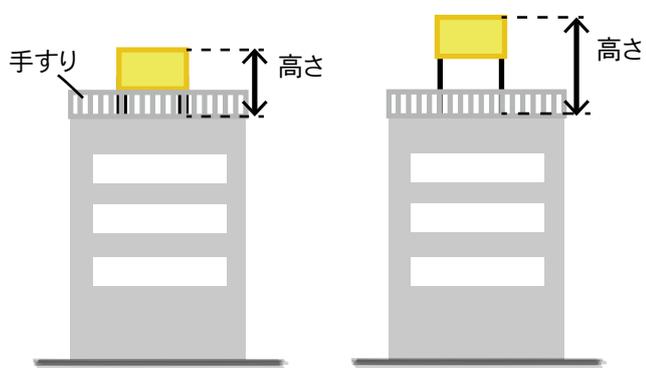
<高さの計測について>



屋上広告を手すりより上に設置する場合

⇒手すりは広告の高さに入れない

⇒ただし、脚部が高すぎるのはNG



屋上広告を手すり（格子状のもの）より上に設置する場合

⇒手すりも広告の高さを含む

### ③より良い広告とするために

- スカイラインとの調和を考慮しましょう。
- 壁面広告との併用はできるだけ避けましょう。
- 建物に対して広告物が過大とならないようにし、建物のデザインと一体感を持たせるように工夫しましょう。

■ スカイラインと調和した広告物の事例



■ 建物との一体感を意識した広告物の事例

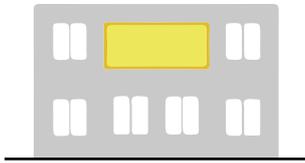


■ 建物との一体感を意識し、色彩に配慮した広告物の事例



## (2) 壁面広告

### ① 定義



建築物の壁面に直接塗料等で広告内容を表示するもの、  
又木若しくは金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、建築物の壁面に取り付けられ、広告内容を表示するもの。

### ② 条例上のルール

項目	住居系地域	商業系地域	工業系地域
面積	1壁面における表示面積の合計は、当該壁面面積の1/4以下かつ30㎡以下。ただし、1壁面の面積が120㎡を超え、かつ、当該壁面の壁面広告が全て自家用広告物である場合は、1壁面における表示面積の合計を、次の式により算定した面積以下とすることができる。 $30 + (1\text{壁面の面積}(\text{㎡}) - 120) \times 1/20$	1壁面における表示面積の合計は、当該壁面面積の1/3以下かつ50㎡以下。ただし、1壁面の面積が150㎡を超え、かつ、当該壁面の壁面広告が全て自家用広告物である場合は、1壁面における表示面積の合計を、次の式により算定した面積以下とすることができる。 $50 + (1\text{壁面の面積}(\text{㎡}) - 150) \times 1/20$	1壁面における表示面積の合計は、当該壁面面積の1/4以下かつ30㎡以下。ただし、1壁面の面積が120㎡を超え、かつ、当該壁面の壁面広告が全て自家用広告物である場合は、1壁面における表示面積の合計を、次の式により算定した面積以下とすることができる。 $30 + (1\text{壁面の面積}(\text{㎡}) - 120) \times 1/20$
個数	1壁面において同一内容の広告物等の表示は1個以下	1壁面において同一内容の広告物等の表示は2個以下	1壁面において同一内容の広告物等の表示は1個以下

面積

【商業系地域】

壁面面積  
の1/3

【住居系地域】  
【工業系地域】

壁面面積  
の1/4

【商業系地域】

【住居系地域】  
【工業系地域】

複数の広告を表示する場合は、それぞれの合計面積





建築の壁面面積が 120 m<sup>2</sup> (商業系地域は 150 m<sup>2</sup>) を超える場合、その超えた分の面積の 1/20(5%)を加算することができます。(広告物がすべて自家用広告物の場合に限る)

〈例〉 商業系地域の場合 (壁面面積 1,000 m<sup>2</sup>)  
 $50 + (1,000 - 150) \times 1/20 = 92.5 \text{ m}^2$   
 92.5 m<sup>2</sup>まで広告物の表示が可能です。

### ③より良い広告とするために

- 建物のデザインを崩さないよう、建物と一体となったデザインとしましょう。
- 情報過多で何を伝えたいか分からないということがないように、必要なことをシンプルに伝えましょう。
- 1つの建物に複数の壁面広告を設置する場合は、位置、大きさなどを揃えましょう。

■ 建物と一体感のあるデザインの広告物の事例



■ 歴史的な景観の地域に調和させた広告物の事例



■ 切り文字を利用したシンプルな広告物の事例

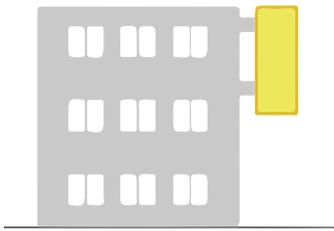


■ 複数の広告の大きさを揃えて並べた事例



### (3) 突出広告

#### ① 定義

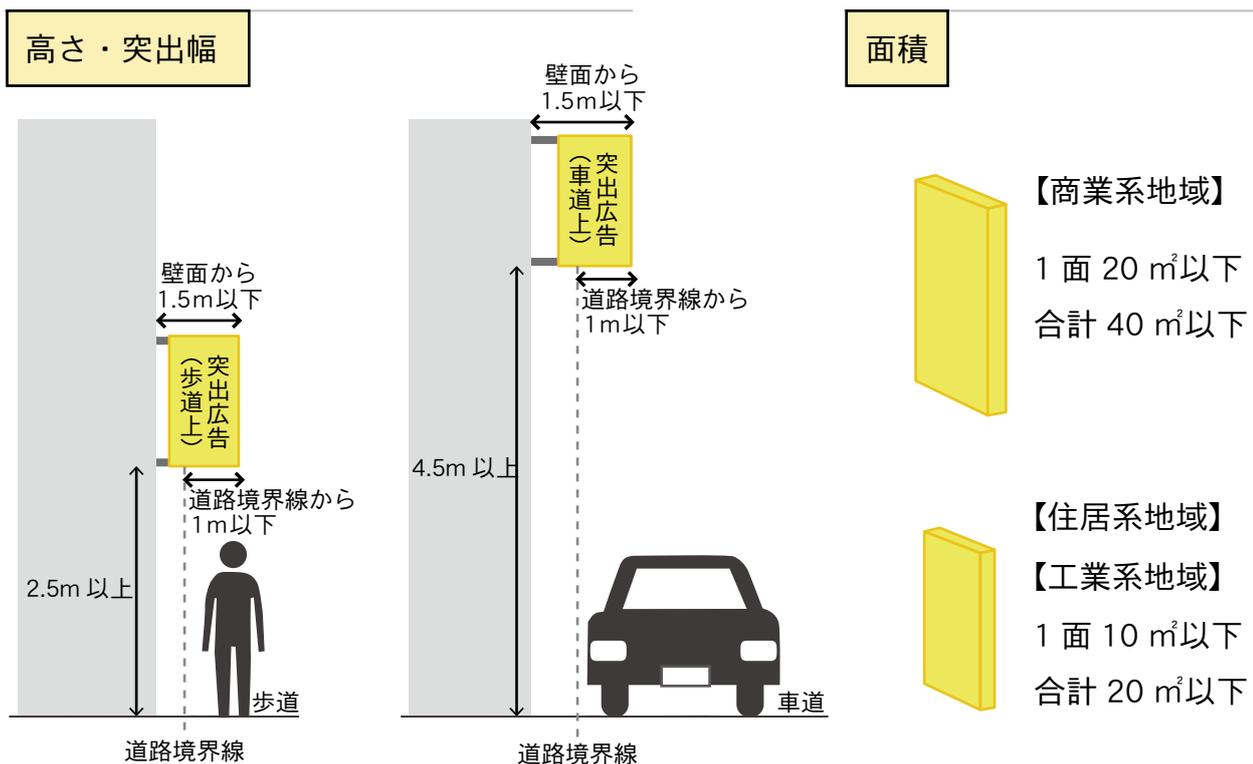


金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、建築物の壁面から突き出して取り付けられ、広告内容を表示するもの。

#### ② 条例上のルール

項目	住居系地域	商業系地域	工業系地域
面積	1 事業所等における表示面積の合計が 20 m <sup>2</sup> 以下 (1 面の場合は 10 m <sup>2</sup> 以下)	1 事業所等における表示面積の合計が 40 m <sup>2</sup> 以下 (1 面の場合は 20 m <sup>2</sup> 以下)	1 事業所等における表示面積の合計が 20 m <sup>2</sup> 以下 (1 面の場合は 10 m <sup>2</sup> 以下)
高さ	壁面を超えない高さかつ広告物の下端：歩道上 2.5m 以上、道路上 4.5m 以上		
突出幅	壁面から 1.5m 以下かつ道路境界線から 1m を超えないものであること		

1 事業所等：一つの住所、事業所、営業所又は作業場若しくはこれらの駐車場をいう。



### ③より良い広告とするために

- 突出広告物を複数設置する場合は、大きさ、設置位置を統一し、1列に揃えて設置しましょう。
- 建物と一体感のある広告物のデザインとしましょう。

■ 建物と一体となるよう配慮された建物と広告物の事例



■ 複数の広告物の大きさを揃えて並べた事例

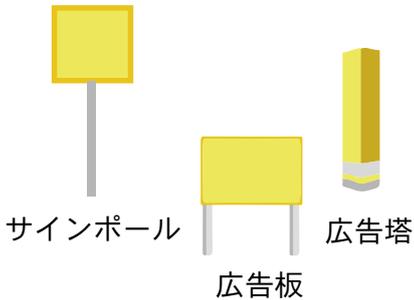


■ 建物と一体感のあるデザインの広告物の事例



## (4) 野立広告

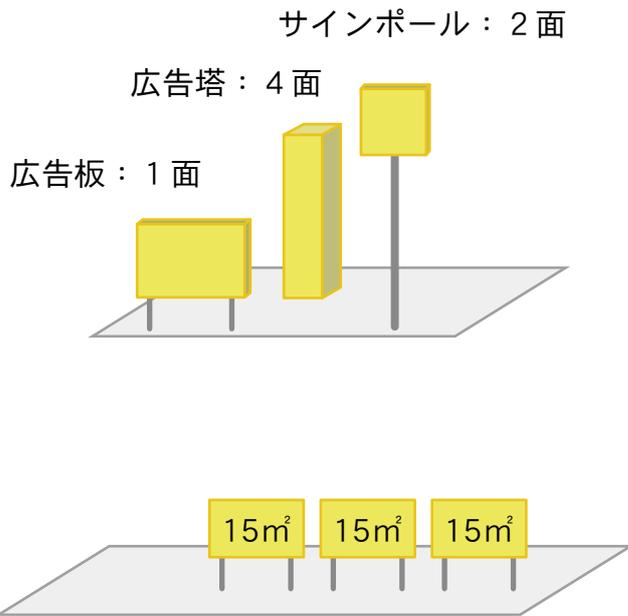
### ①定義



木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植され又は建造物その他の物件を利用して取り付けられ、広告内容を表示するもの。

### ②条例上のルール

広告物の種類	地域区分	基準
野立広告 (広告板、広告塔 及びサインポール)	住居系地域 工業系地域	(1) 1事業所等における表示面積の合計は、1面 15 m <sup>2</sup> 以下かつ合計 30 m <sup>2</sup> 以下。ただし、全ての野立広告について1基当たりの表示面積の合計が 15 m <sup>2</sup> 以下である場合は、1事業所等における表示面積の合計を 45 m <sup>2</sup> 以下とすることができる。 (2) 広告板の高さは 5 m以下、広告塔及びサインポールの高さは 10m以下。
	商業系地域	(1) 1事業所等における表示面積の合計は 30 m <sup>2</sup> 以下。ただし、全ての野立広告について1基当たりの表示面積の合計が 15 m <sup>2</sup> 以下である場合は、1事業所等における表示面積の合計を 45 m <sup>2</sup> 以下とすることができる。 (2) 広告板の高さは 5 m以下、広告塔及びサインポールの高さは 15m以下。



1事業所等に複数の野立広告がある場合は、すべての野立広告の面の合計面積が30m<sup>2</sup>以下となるようにする。

ただし、全ての野立広告の1基あたりの表示面積が各15m<sup>2</sup>以下であった場合、表示できる合計面積を45m<sup>2</sup>以下とすることができる。

1基あたり15m<sup>2</sup>以下とは、片面表示の野立広告であれば1面15m<sup>2</sup>以下、両面表示の野立広告であれば、7.5m<sup>2</sup>×2面=15m<sup>2</sup>以下となります。

### ③より良い広告とするために

- 道路空間とのバランスに配慮した大きさ、高さとしましょう。
- 沿道に設置する場合、運転者が集中できるよう情報を整理しましょう。
- 広告物を複数設置する場合、できるだけ集約化させ、必要最低限の設置数としましょう。

高さ、色彩に配慮した広告物の事例



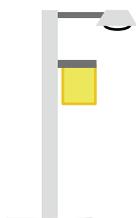
広告物を集約し、素材に配慮した事例





## (6) 街灯柱を利用するもの

### ① 定義

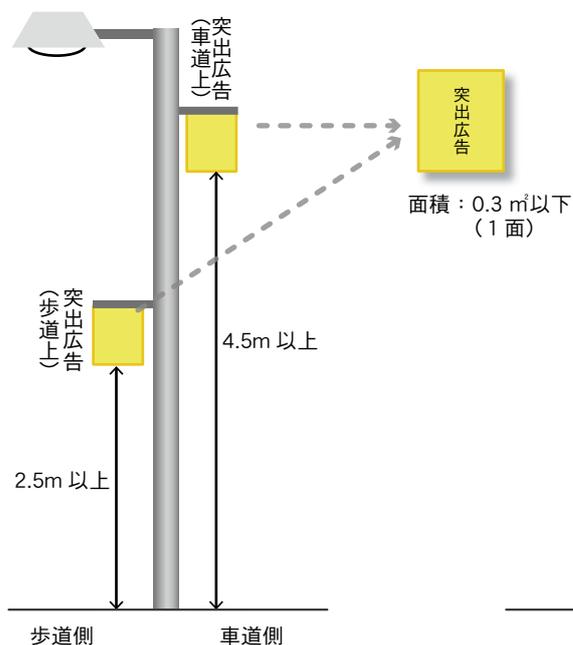


街灯柱に取り付けられたものおよびこれらに類するもの

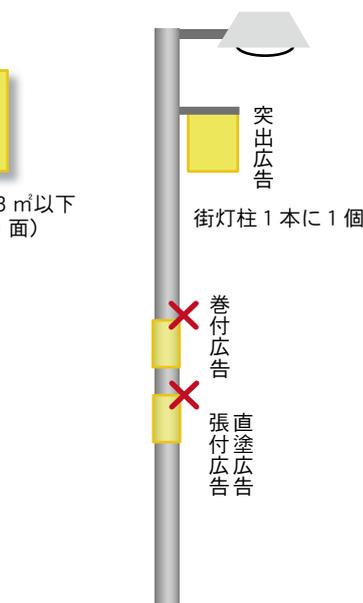
### ② 条例上のルール

項目	住居系地域	商業系地域	工業系地域
面積	・ 表示面積の合計：1面 0.3 m <sup>2</sup> 以下		
設置高さ	・ 道路面から突出広告の下端までの高さ：歩道上 2.5m 以上、車道上及び歩道と車道の区分のない道路上 4.5m 以上		
個数	・ 個数の合計：1本につき1個限りとし、巻付広告、直塗広告又は貼付広告は表示しない		

#### 設置高さ・面積

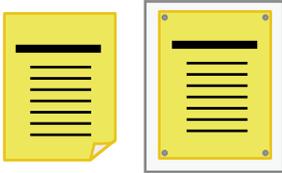


#### 個数



## (7) はり紙、はり札等

### ①定義



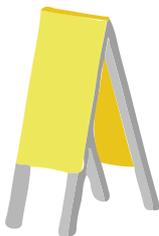
容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり紙その他これに類する広告物

### ②条例上のルール

項目	住居系地域	商業系地域	工業系地域
面積	・ 表示面積：1 m <sup>2</sup> 以下		
個数	・ 同一内容のものは1か所につき2枚以下		

## (8) 立看板等

### ①定義



容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む）

### ②条例上のルール

項目	住居系地域	商業系地域	工業系地域
大きさ	・ 表示面積の大きさ：幅1m以下、長さ2m以下、脚の長さ0.5m以下		
設置箇所	・ 信号機、主要な交差点の角、道路標識及びカーブミラーから、それぞれ10m以上離れた場所に設置		
表示方法	・ 倒伏のおそれがないように固定され、表示面は可能な限り垂直にすること		

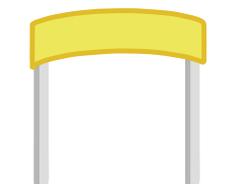
主要な交差点：幅員8m以上の道路が相互に交差する交差点をいう。

道路標識：主要な交差点の角から10m以内の道路標識に限る。



## (9) アーチ広告

### ①定義



金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、道路上等の空中を横断しアーチ状に建植された物件を利用して、広告内容を表示するもの。

### ②条例上のルール

項目	住居系地域	商業系地域	工業系地域
面積	・表示面積の合計：1面 30㎡以下 ・アーチ全体の長さ：12m以下		
設置個所	・原則として繁華街又はこれに準ずる地域であること		

## (10) 広告幕（横断幕、懸垂幕等）

### ①定義



工作物等を利用して取り付けられた幕に表示されたものおよびこれに類するもの（のぼり旗を除く）

### ②条例上のルール

項目	住居系地域	商業系地域	工業系地域
大きさ	・表示面積の大きさ：幅 1.8m以下、長さ 20m以下		
個数	・建築物の壁面に表示する個数：1壁面 3個以下		
設置高さ	・地上から広告物等の下端までの高さ：歩道上 2.5m以上、車道上及び歩道と車道の区分のない道路上 4.5m以上		
設置箇所	・道路を横断する広告幕：信号機、主要な交差点の角、道路標識及びカーブミラーから、それぞれ 10m以上離れた場所に設置		
表示方法	・広告幕の外周に風圧に耐える措置を講じること		

## (11) 広告旗（旗、のぼり等）

### ①定義



容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）

### ②条例上のルール

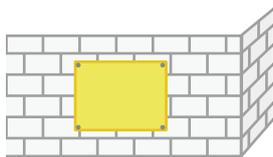
項目	住居系地域	商業系地域	工業系地域
表示面積	・表示面積 2 m <sup>2</sup> 以下		

### ③より良い広告とするために

- 通りの景観を意識して、リズムよく適度な間隔で設置するようにしましょう。

## (12) 塀又は垣広告

### ①定義



塀又は垣を利用して取り付けられ表示されたもの

### ②条例上のルール

項目	住居系地域	商業系地域	工業系地域
表示面積	・塀又は垣のそれぞれの面の 1/2 以下かつ 20 m <sup>2</sup> 以下		
個数	・1 面につき 3 個以下		
表示方法	・表示方法から見た場合における塀又は垣の外郭線から突出しないこと		

### 参考

- 石垣や擁壁は禁止物件なので注意しましょう。

## (13) 気球広告

### ① 定義

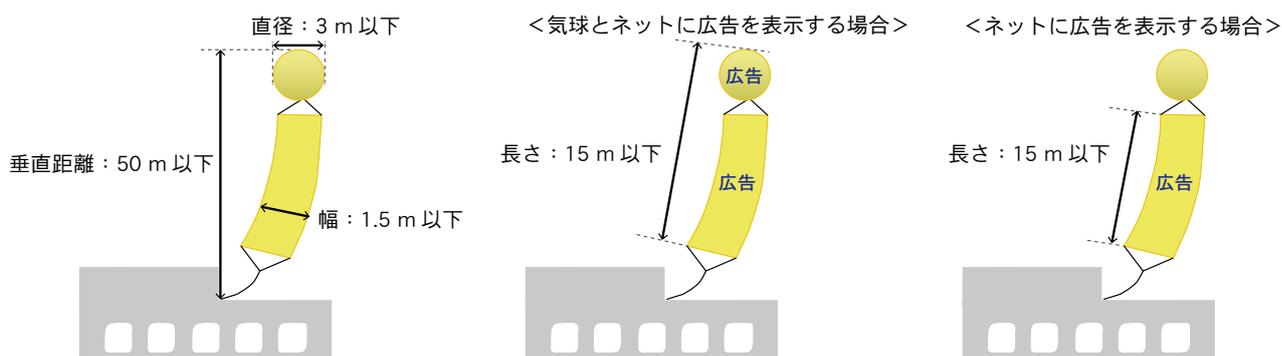


綱にネットを付けた気球を掲揚し、そのネット又は気球を利用したものであって、広告内容を表示するもの

### ② 条例上のルール

項目	住居系地域	商業系地域	工業系地域
大きさ	・ 直径：3m 以下 ・ 広告物の長さ：15m 以下、幅 1.5m 以下		
設置箇所	・ 設置個所から気球の上端までの垂直距離 50m 以下		
表示方法	・ 取付位置は、電線、煙突、高圧線等の施設物に接触しないものであること ・ 広告面にネットを使用していること		

#### 大きさ・設置箇所



### 参考

●水素ガス使用のアドバルーンなどは、「消防法」の規定による届出が必要となる場合があります。⇒水素ガスを充てんする気球の設置届

## 8. 広告物等の表示面積の合計の基準（総量規制）

### 【条例第11条、第17条関係】

広告物の乱立を抑制する対策として、1敷地内で表示出来る広告物の合計面積の上限を定めた総量規制を設けています。

#### ①条例上のルール

商業施設等以外の建物は、規模や地域、接道状況に関わらず、一律で30㎡以下となっています。

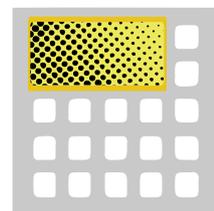
##### (1) 敷地内の建築物が商業施設以外の場合

(住宅、共同住宅(店舗の入らない形態のもの)、マンション等)

地域区分	表示面積の合計
住居系地域	30㎡
商業系地域	30㎡
工業系地域	30㎡

##### (2) 電光表示広告物の場合

地域区分	表示面積の合計
住居系地域	5㎡
商業系地域	30㎡
工業系地域	5㎡



※自動車を運転する人の注意を引くような位置に設置するのは、運転者にとって危険なので避けましょう。

##### (3) 商業施設等の定義

「商業施設等」とは、敷地内の建築物の中に、店舗、飲食店、劇場、映画館、遊技場その他これらに類する用途に供する事業所等が存し、又は存しうる施設とします。

●商業施設以外：住宅、共同住宅(店舗の入らない形態のもの)、マンション等)

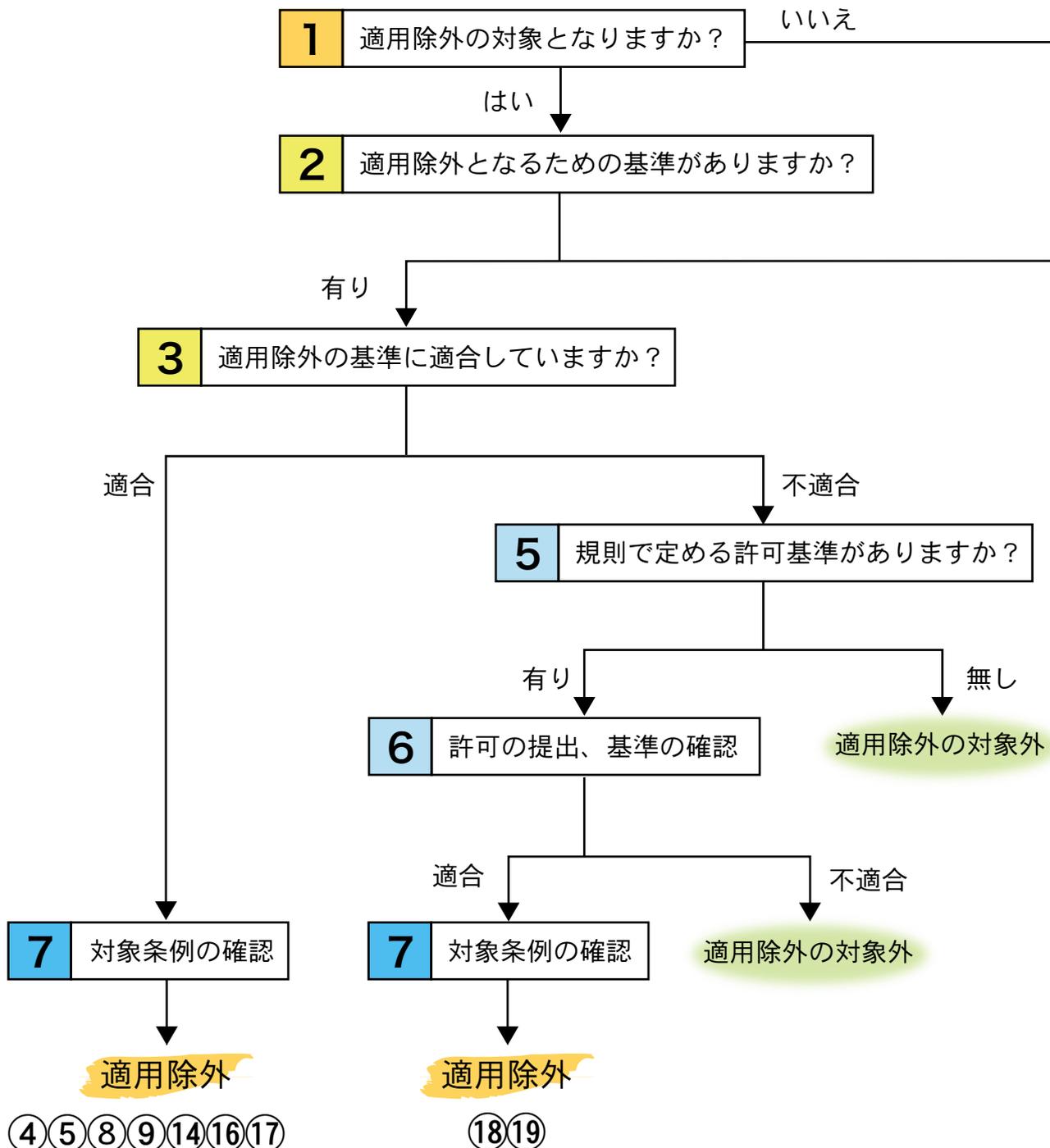
●商業施設等：商業店舗が入ってなくても、テナントが入る可能性があるビル等についても、商業施設として扱う



## 9. 適用除外の基準【条例第14条】

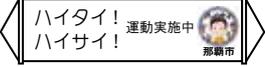
### 適用除外フロー図

適用除外の基準とは、主に「禁止地域等」や「禁止物件」などの表示が禁止されている地域や物件においても、表示等が可能となる基準をいい、次頁の表①～⑳の広告がその対象となります。表示する広告の内容によって、無条件で適用除外となるものや、基準が定められているものなど条件が多岐に渡るため、フロー図に沿って、適用除外の対象となるのか、適用除外の基準等があるのかを確認してください。



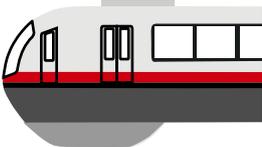
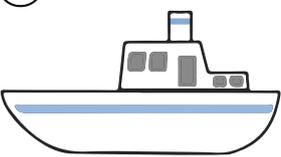
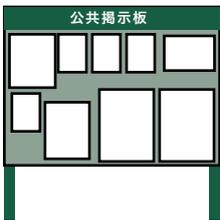
※P.40 以降の表中の①～⑳をご確認下さい。



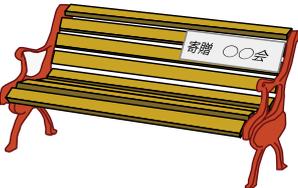
1 適用除外の対象			2 基準の有無
<p>①</p> 	1) 公職選挙法	選挙期間中のポスター等	
<p>②</p> 	2) その他法令で設置義務があるもの (※右欄にいくつかの代表的事例を挙げる)	i. 文化財保護法	国指定の史跡名勝天然記念物等の管理に必要な標識、説明板等
		ii. 道路法	道路標識等
		iii. 建築基準法	工事現場における建築確認の表示等
		iv. 建設業法	建設業の名称等を記載した標識の掲示
<p>③</p> 	国又は地方公共団体が公共目的をもって表示するもの		—
<p>④</p> 	自家用広告物等		○
<p>⑤</p> 	管理用広告物 (自家用広告を除く)	土地、物件の管理者が管理上の必要に基づき、非営利目的で設置するもの	○
<p>⑥</p> 	冠婚葬祭、祭礼等	一時的に表示するもの	—



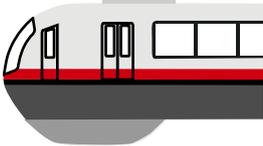
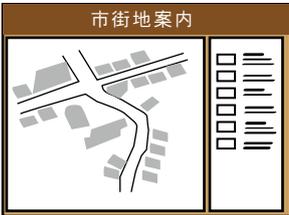
3 適用除外の基準の内容	4 届出有無	5 許可基準	7 対象条例
—	—	—	9 条 (禁止地域等) 10 条 (禁止物件) 11 条 (許可) 12 条 (景観保全型整備地区) 13 条 (広告物協定地区)
—	○	—	
(1) 共通許可基準に適合していること。 (2) 電光表示広告物でないこと。 (3) 設置の方法は、広告物等の種類ごとの基準に適合していること。 (4) 表示面積の合計は、禁止地域等は 1 事業所等につき 5 m <sup>2</sup> 以下で、禁止地域等以外の地域は 1 事業所等につき 10 m <sup>2</sup> 以下であること。	—	—	
(1) 共通許可基準に適合していること。 (2) 電光表示広告物でないこと。 (3) 設置の方法は、広告物等の種類ごとの基準に適合していること。 (4) 表示面積は、禁止地域等は 1 か所につき 1 m <sup>2</sup> 以下で、禁止地域等以外の地域は 1 か所につき 5 m <sup>2</sup> 以下であること。	—	—	9 条 (禁止地域等) 11 条 (許可)
—	—	—	

1 適用除外の対象		2 基準の有無
<p>⑦</p> 	<p>講演会、展覧会、 音楽会等</p> <p>期間が比較的短く、当該敷地に表示されるもの</p>	—
<p>⑧</p> 	<p>軌道車両</p>	○
<p>⑨</p> 	<p>自動車</p>	○
<p>⑩</p>  <p>他市町村の適用除外の基準に従い表示されるもの</p>	<p>沖縄県知事の登録を受けた自動車で、本市の区域を除く適用除外の基準に従って表示されるもの (※2013年現在、本市を除いたものは沖縄県屋外広告物条例のみ)</p>	—
<p>⑪</p> 	<p>人、動物、車両（軌道車両及び自動車を除く）又は船舶に表示されるもの</p>	—
<p>⑫</p> 	<p>地方公共団体が設置する公共掲示板</p>	—

3 適用除外の基準の内容	4 届出 有無	5 許可 基準	7 対象条例
—	○	—	
(1) 共通許可基準に適合していること。 (2) 電光表示広告物でないこと。 (3) 絵画その他の具象的な図柄（写真を除く。）を表示する広告物で営利を目的としないものであること。 (4) 表示面積の合計は、左右の側面はそれぞれ2㎡以下で、前面及び後面はそれぞれ1㎡以下であること。 (5) 個数の合計は、左右の側面はそれぞれ3個以下で、前面及び後面はそれぞれ1個であること。	—	—	
(1) 共通許可基準に適合していること。 (2) 表示面積の合計は、左右の側面はそれぞれ2㎡以下（小型車は、0.5㎡以下）で、後面は1㎡以下（小型車は、0.5㎡以下）であること。 (3) 個数の合計は、左右の側面はそれぞれ3個以下（小型車は、2個以下）で、後面は1個であること。	—	—	9条 (禁止地域等) 11条（許可）
—	—	—	
—	—	—	
—	—	—	

1 適用除外の対象		2 基準の有無
<p>⑬</p> 	<p>工事現場の板塀 その他これに類 する仮囲いに表 示するもの</p>	<p>工事期間中に限り表示され、かつ、 周囲の景観に調和し、宣伝の用に供 さないもの</p> <p>—</p>
<p>⑭</p> 	<p>禁止物件第 10 条第 8 号「送電 塔、送受信塔、 照明塔」、9 号「煙 突、ガスタンク、 水タンクその他 のタンク類」</p>	<p>所有者又は管理者が、管理上の必 要に基づき設置するもの</p> <p>○</p>
<p>⑮</p> 	<p>上記を除く禁止 物件</p>	<p>所有者又は管理者が、管理上の必要 に基づき設置するもの</p> <p>—</p>
<p>⑯</p> 	<p>政治資金規正法に基づく届出を行った政治団体が政治活 動のため表示する、はり紙、はり札等、広告旗及び立看 板等</p>	<p>○</p>
<p>⑰</p> 	<p>公益上必要な施設又は物件で、市長が指定するものに 寄贈者名等を表示するもの</p>	<p>○</p>

3 適用除外の基準の内容	4 届出 有無	5 許可 基準	7 対象条例
—	—	—	9条 (禁止地域等) 11条(許可)
(1) 共通許可基準に適合していること。 (2) 電光表示広告物でないこと。 (3) 表示面積の合計は、5㎡以下であること。 (4) 個数の合計は、1物件につき1個であること。	—	—	10条 (禁止物件)
—	—	—	
(1) はり紙又ははり札等の表示面積は、1㎡以下であること。 (2) 広告旗又は立看板等の大きさは、横1m以下、縦2m以下であること。 (3) 表示期間は、1月以内であること。 (4) 表示期間並びに表示者又は管理者の氏名及び連絡先を明記していること。 (5) 表示し、又は設置する場所又は施設の管理者(管理者がない場合にあっては、その所有者)の承諾を得ていること。	—	—	11条(許可)
(1) 大きさは、表示方向から見た場合における施設又は物件の外郭線内を1平面とみなしたときの当該1平面の面積の20分の1以下、かつ、0.5㎡以下であること。 (2) 寄贈者名等を表示する施設又は物件の効用を妨げないものであること。 (3) 個数の合計は、1施設又は1物件につき1個であること。	—	—	9条 (禁止地域等) 10条 (禁止物件) 11条(許可)

1 適用除外の対象		2 基準の有無
<p>⑱</p> 	<p>④自家用広告物等の適用除外に適合しない自家用広告物等について、許可を受ければ禁止地域に表示が出来る基準</p>	○
<p>⑲</p> 	<p>軌道車両の適用除外に適合しないものについて、許可を受ければ禁止地域にも表示が出来る基準</p>	○
<p>⑳</p> 	<p>案内広告物等について、許可を受ければ禁止地域に表示が出来る基準</p>	—
<p>㉑</p> 	<p>公益上必要な施設又は物件について、許可を受ければ禁止地域又は禁止物件に表示が出来る基準</p>	—

6 許可の提出、基準の内容	4 届出 有無	5 許可 基準	7 対象条例
(1) 共通許可基準に適合していること。 (2) 広告物等の種類ごとの許可基準に適合していること。 (3) 表示面積の合計は、1 事業所等につき 30 m <sup>2</sup> 以下（個数が1 個の場合は 20 m <sup>2</sup> 以下）であること。ただし、文化財保護条例（条例第 9 条第 1 項第 7 号）の地域は、10 m <sup>2</sup> 以下であること。 (4) 電光表示広告物の表示面積の合計は、1 事業所等につき 5 m <sup>2</sup> 以下であること。	—	○	
(1) 共通許可基準に適合していること。 (2) 左右の側面のみに表示し、それぞれの側面における表示面積の合計（表示しようとする広告物の表示面積及び許可を受けた既設の広告物の表示面積を合算したもの）は、10 m <sup>2</sup> 以下であること。ただし、軌道車両の管理者が、表示される広告物について一定の審査手続きを行う等、市長が特に認める場合は、この限りでない。	—	○	9 条 (禁止地域等)
道標柱 (1) 表示面積は、1 個につき 0.5 m <sup>2</sup> 以下であること。 (2) 高さは、1.5m以下であること。 道標板 (1) 表示面積は、1 個につき 0.3 m <sup>2</sup> 以下であること。 (2) 高さは、2m以下であること。 案内図板 (1) 表示面積は、1 個につき 5 m <sup>2</sup> 以下であること。 (2) 高さは、2.5m以下であること。	—	○	
(1) 国又は地方公共団体が設置する施設又は公共掲示板、案内図板、案内標識等の物件 (2) 公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設又は当該施設に付随する物件 (3) その他市長が指定するもの (4) 共通許可基準に適合していること。 (5) 広告物等の種類ごとの許可基準に適合していること。 (6) 1 面当たりの表示面積が 2 平方メートル以下で、かつ、1 か所における表示面積の合計が 4 平方メートル以下であること。 (7) 高さは、2.5 メートル以下であること。	—	○	9 条 (禁止地域等) 10 条の一部 (禁止物件)

1 適用除外の対象		2 基準の有無
<p>②1</p> 	<p>公益上必要な施設又は物件について、許可を受ければ禁止地域又は禁止物件に表示が出来る基準</p>	<p>—</p>
<p>②2</p> 	<p>公共的な取組に係る広告物等で、許可を受ければ禁止地域又は禁止物件に表示が出来る基準</p>	<p>—</p>



6 許可の提出、基準の内容	4 届出 有無	5 規則 基準	7 対象条例
<p>(8) マンセル値による彩度 10 以上の色によって表示される面積の合計が、1 か所における表示面積の合計の 3 分の 1 以下であること。</p> <p>(9) 個数の合計は、1 施設又は 1 物件につき 2 個以下であること。ただし、市長が特に認める広告物等については、この限りでない。</p> <p>(10) 車両を運転する者から視認することのできる電光表示広告物である場合は、15 秒以上静止した映像のみを表示するものであること。</p>	—	○	
<p>(1) 地方公共団体及び地域住民等が実施主体となつて行う行事又は催物</p> <p>(2) 防犯又は防災に関する取組</p> <p>(3) 道路、公園その他の公共施設の清掃、美化又は維持管理</p> <p>(4) その他商業宣伝若しくは営利又はこれらに類似する行為を主たる目的としないものであつて、地域の活性化、地域コミュニティの発展等に寄与するものとして市長が認める取組</p> <p>(5) 共通許可基準に適合していること。</p> <p>(6) 広告物等の種類ごとの許可基準に適合していること。</p> <p>(7) 表示面積は、1 面 2 平方メートル以下、1 建築物又は 1 工作物における合計が 5 平方メートル以下、1 施設につき 20 平方メートル以下で、かつ、個数の合計は、10 個以下であること。ただし、公共的な取組を行う者が、表示され、又は設置される広告物等について一定の審査手続を行う等、市長が特に認める場合は、この限りでない。</p> <p>(8) 車両を運転する者から視認することのできる電光表示広告物である場合は、15 秒以上静止した映像のみを表示するものであること。</p>	—	○	9 条 (禁止地域等) 10 条の一部 (禁止物件)

